

独自で交渉の動き

水俣病新認定患者 訴訟・一任派と別に

さる四月二十二日、熊本・鹿兒島両県公害被害者認定審議会で新しく水俣病に認定された十三人の水俣病患者家庭が訴訟派、一任派のいずれに加わるかが注目されていたが、態度を保留していた四、五人が独自でチツソと補償交渉をすすめる動きをみせている。

認定後、これら十三人に対しては、水俣病補償処理委のあつせん一任派を中心に、勧誘が続けられ、九人が一任派に入るとの意向を明らかにしているが、残り四人が態度を保留していた。

その後、これら四人の態度保留者が話し合った結果、訴訟、一任派のどちらにもこだわらず、独自の交渉をという意見が強くなつたといわれ、一任派、訴訟派、独自交渉派など入り組んだ形をとりつつある。

これについて、水俣病市民会議は「四人から五人が独自で補償交渉をしようとしているようだが、また決まったわけではないよつた」と言い、一方一任派は「すでに九人が処理委のあつせんに基づき和解契約を結ぶことで印鑑ももらっている。この九人は動かないだろう」と話していた。